

八尾市地域防災計画

概要版



平成27年3月
八尾市防災会議

第1部

第1編 総則

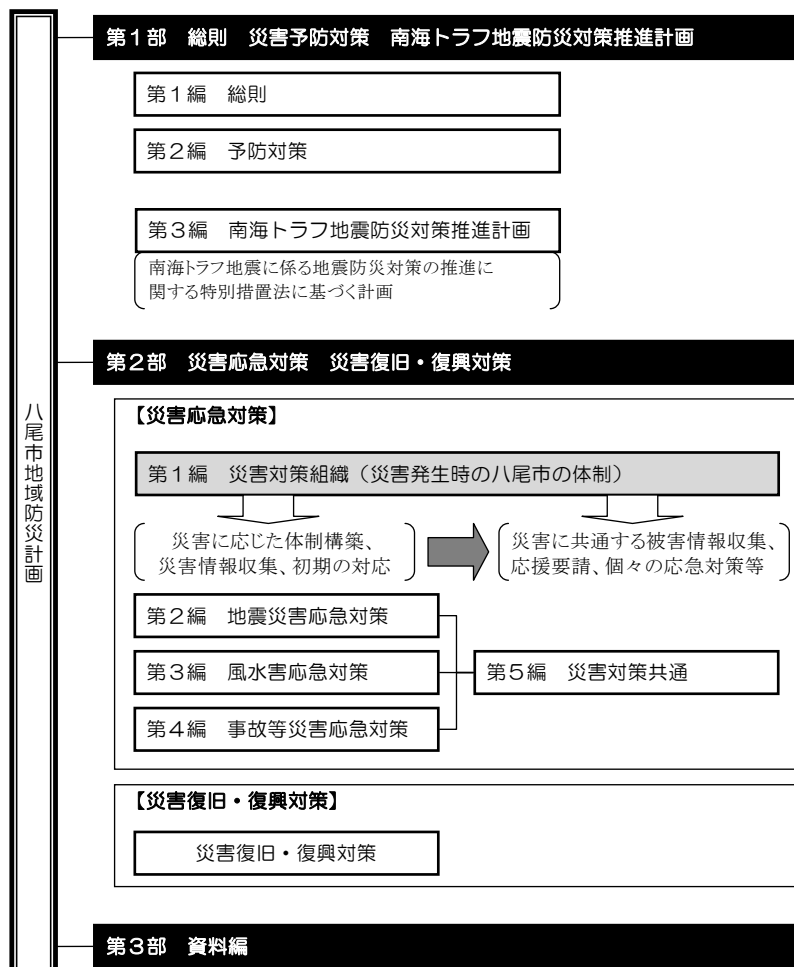
第1章 計画の目的と構成

(1) 計画の目的

八尾市地域防災計画は、災害対策基本法第42条等の規定に基づき、八尾市防災会議が定める計画であって、災害から本市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を守り、被害を最小限に抑えるため、本市の地域に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧等に関し、市及び防災関係機関、市民や校区まちづくり協議会、自主防災組織、事業者の力を合わせて実施すべき「減災」のための役割を定め、防災活動の総合的かつ効果的な実施を図ることを目的としています。

(2) 計画の構成

八尾市地域防災計画の構成は下図の通りで、大きく3部構成になっています。



(3) 上位・関連計画等との整合

計画の策定にあたっては、国、府等の防災計画及び市の総合計画との関係や整合を図っています。

(4) 計画の習熟と修正

本計画の遂行にあたって、常に図上訓練や実践的訓練等によってこの計画の習熟に努めるとともに、市民や校区まちづくり協議会、自主防災組織、事業者への周知を図るため広報・啓発活動に努めます。

また、本計画に定めた事項について、市の実施計画と連動しながら、毎年事務の進捗状況を点検し、進捗状況を把握していきます。

本計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え必要があると認めるときは、防災会議で審議のうえ修正します。なお、審議に際しては、女性等の参画を促すなど、多角的な意見の反映に努めます。

第2章 八尾市の被害想定

この計画の作成の基礎として想定した主な災害は、次のとおりです。

1 地震災害

- 地震の規模（大阪府自然災害総合防災対策検討（地震被害想定）報告書（平成19年3月））
直下型地震 生駒断層帯地震 M7.3～M7.7（市域の震度6弱～7）
海溝型地震 南海トラフ巨大地震 M9.0～9.1（市域の震度5強～6弱）
- 想定される被災事象
（1）人的被害、家屋、都市施設の損壊等
（2）地震に伴う多発的、広域的火災

2 風水害

- （1）台風や集中豪雨による河川の氾濫、浸水及びため池の破堤等
- （2）台風に伴う強風による家屋の倒壊等
- （3）低湿地域等の排水不良による浸水等
- （4）山麓地域における山崩れ、地すべり、土石流、急傾斜地崩壊等
- （5）突風・竜巻による家屋被害等

3 大規模火災

- （1）家屋密集及び高層ビル等における火災
- （2）山地における林野火災

4 危険物等災害

5 放射線災害

6 交通災害

- （1）鉄道、バス等の転覆、衝突、火災等
- （2）航空機の墜落

想定している地震災害とその被害想定は、下表のとおりです。ここで示される本市に最も大きな影響を及ぼす生駒断層帯地震の想定結果に基づき、避難所必要面積、重要物資備蓄目標量等を定めていきます。

【八尾市における地震による被害の想定（府実施）】

項目	想定地震	生駒断層帯地震	南海トラフ巨大地震	東南海・南海地震	上町断層帯地震A	上町断層帯地震B	有馬高槻断層帯地震	中央構造線断層帯地震
建物被害	全壊棟数	30,402棟	4,813棟	825棟	10,871棟	5,123棟	171棟	1,271棟
	半壊棟数	18,381棟	15,801棟	1,801棟	13,568棟	8,218棟	410棟	2,564棟
	合計	48,783棟	20,614棟	2,626棟	24,439棟	13,341棟	581棟	3,835棟
炎上出火件数	23(45)件	3件	0(0)件	5(10)件	2(4)件	0(0)件	0(1)件	
死者	1,370人	34人	2人	235人	33人	0人	5人	
負傷者	4,891人	1,317人	519人	4,746人	2,799人	115人	815人	
避難所生活者数	58,679人	45,167人	2,023人	27,756人	13,830人	595人	3,961人	
停電軒数	88,397軒	62,578軒	2,630軒	47,315軒	14,571軒	355軒	3,128軒	
都市ガス影響戸数	107千戸	1千戸	0千戸	62千戸	32千戸	0千戸	0千戸	
上水道影響人口	24.4万人	27.1万人	3.2万人	16.1万人	16.0万人	3.0万人	8.1万人	
通信被害	60,480加入者	16,992加入者	0加入者	8,064加入者	8,064加入者	4,480加入者	4,480加入者	

注) 出火件数は夕刻発生地震後 1 時間の件数、() は 1 日の件数
 死者、負傷者数は建物被害(早朝)・火災(夕刻、超過確率 1%風速)・交通被害(朝ラッシュ時)によるものの合計
 南海トラフ巨大地震は、南海トラフ巨大地震災害対策等検討部会による推計

風水害については、市域を大きく3地域に分け、災害特性として整理しています。

低地部	近年河川改修、下水道の整備等により大規模な浸水被害は発生していない
山麓部	土砂災害が発生する可能性がある。また、多くの池がある堤防等で被害が発生しやすい
山地部	一部で土石流地形があり、土砂災害が発生しやすい

第3章 防災関係機関等の事務及び業務の大綱

八尾市防災会議や八尾市、指定地方行政機関、指定公共機関、大阪府その他防災関係機関等が都市災害の予防及び応急対策など防災に関して処理する業務を定めています。

第4章 防災の基本方針

防災の基本は、自分の命は自分で守る「自助」、地域の安全はみんなで守る「共助」、そして地域における防災対策を進める「公助」です。

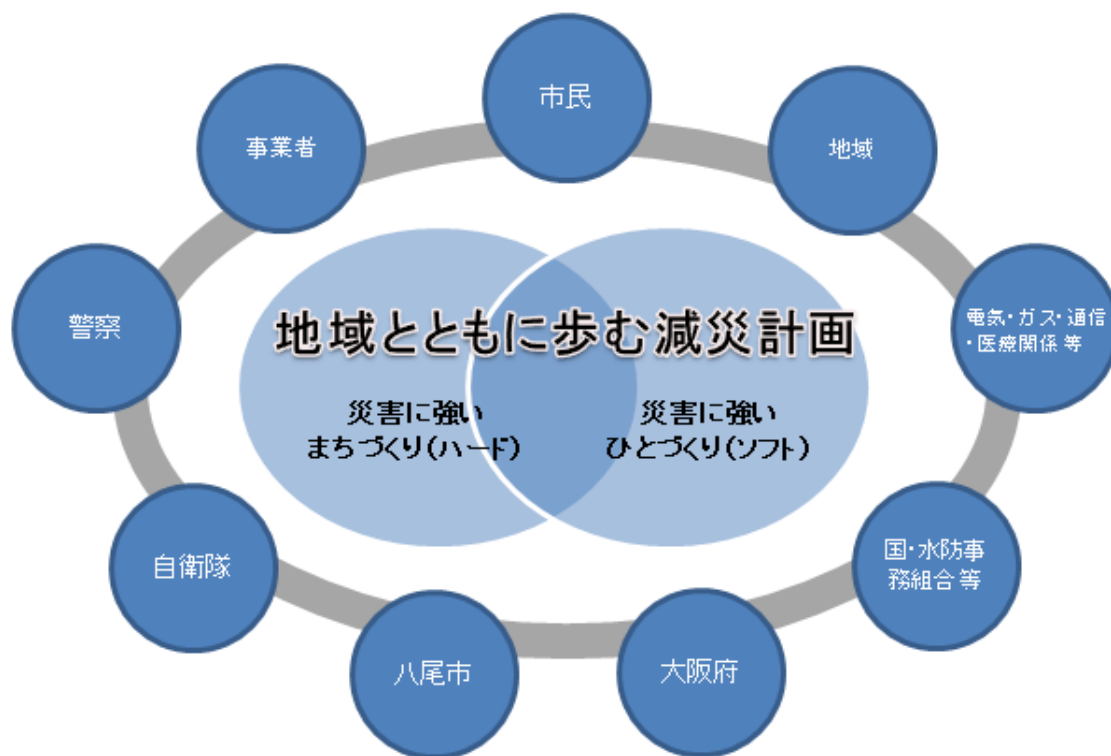
阪神・淡路大震災や東日本大震災等の教訓からも明らかなように、自然災害の発生直後においては、「公助」が進める防災対策には人的・物的に自ずと限界があり、「自助」、「共助」の力によって災害から「逃げる」、「しのぐ」、「防ぐ」という行動が、あらためて一つの大きな「減災」の要素になることが再認識されました。

万一の災害に備えて家族単位で備蓄や避難経路を確認する「自助」はもちろんのこと、災害による被害を軽減するためには、地域単位や町会単位で地域住民同士が協力し合いながら防災訓練等の自主防災活動を実施するなど、「共助」に基づく取組への施策が今後ますます重要となります。

本市では、行政と地域との適切な役割分担のもと協力し合い、それぞれの地域が主体的にまちづくりを進めていく地域分権を重視したまちづくりを推進しています。

そこで、『地域とともに歩む減災』をテーマとして、「災害に強いまちづくり（ハード）」と「災害に強いひとづくり（ソフト）」に取り組み、行政と市民・事業者等が適切に役割を担うことにより、「公助」と「自助」、「共助」のそれぞれの力を合わせながら、防災意識・行動を日常のものとする防災文化を育む中で、地域の防災力・減災力を高めていくことを基本方針とします。

【防災の基本方針】



第2編 予防対策編

第1章 災害に強いまちづくり

(1) 都市の防災構造の強化

市及び防災関係機関は、防災の視点を取り入れた都市基盤整備等にかかる計画を策定し、都市の防災構造の強化対策を推進します。その対策は、次のとおりになります。

○ 市街地の整備

土地区画整理事業等、市内鉄道駅周辺整備事業、住宅密集地における防災機能強化、居住環境の保全・整備、防火地域・準防火地域の指定拡大、開発指導要綱による整備、八尾空港周辺における災害に強いまちづくり

○ 防災空間の整備

都市計画道路・生活道路・歩道の整備、公園の整備、水と緑のネットワーク形成、緑の保全と創造、生産緑地の活用、グリーンベルト整備事業、オープンスペースの整備

○ 公共施設等の安全化

耐震診断・耐震改修等促進、屋外広告物等の落下防止、工作物の耐震性確保、生け垣等への転換、家具等転倒防止対策、建築物の安全対策に関する知識普及、建築物の安全性に関する指導、定期報告制度、高層建築物等の防災計画書作成指導、福祉的整備、地下空間の浸水防止、液状化対策の啓発、文化財の防災環境整備

(2) 水害予防対策の推進

市及び国府等の防災関係機関は、河川・水路、ため池の大雨による水害を防止するため、河川・水路、公共下水道、ため池の改修整備を推進するとともに、避難体制の整備等のソフト対策を推進します。その対策は、次のとおりになります。

○ 水害予防対策の推進

河川整備、公共下水道事業、貯留施設の整備、流域対策の整備、老朽ため池の改修、農業用排水路の整備、水害減災対策の推進、都市型水害対策、特定都市河川及び特定都市河川流域の指定、水防拠点施設の整備

○ 土砂災害対策の推進

土石流対策(砂防)、急傾斜地崩壊対策、地すべり対策、土砂災害警戒区域等における防災対策、土砂災害情報相互通報システムの運用、山地災害対策、宅地防災対策

(3) ライフライン関係施設の整備

水道、下水道等のライフライン関係施設に関する対策は、次のとおりになります。

- 水道施設防災対策の推進
配水施設の耐震化、応急復旧体制の強化、応急復旧用倉庫・資機材の整備、相互応援体制の整備
- 下水道施設防災対策の推進
管路施設の耐震化、応急復旧体制の強化、応急復旧用資機材の整備、相互応援体制の整備
- ライフライン関係事業者による対策の推進
電力施設防災対策、ガス施設防災対策、通信施設防災対策

(4) 交通関係施設の整備の推進

道路、鉄道、空港に対する災害予防対策は次のとおりになります。

- 道路防災対策の推進
橋梁、歩道橋等の耐震工事、道路啓開用資機材確保体制の整備
- 鉄道施設防災対策の推進
施設の安全確保、災害時における乗客の緊急避難体制等の確立、応急復旧体制等の強化・確立
- 空港施設防災対策の推進
応急点検等の体制整備、広域避難地としての利用体制の確保

(5) 危険物等災害予防対策の推進

危険物等による災害に対する予防対策は次のとおりになります。

- 危険物、高圧ガス及び火薬類災害予防対策
- 毒物・劇物災害予防対策
- 放射性同位元素に係わる災害予防対策

第2章 災害応急対策・復旧対策への備えの充実

(1) 防災体制の整備

① 動員体制の整備

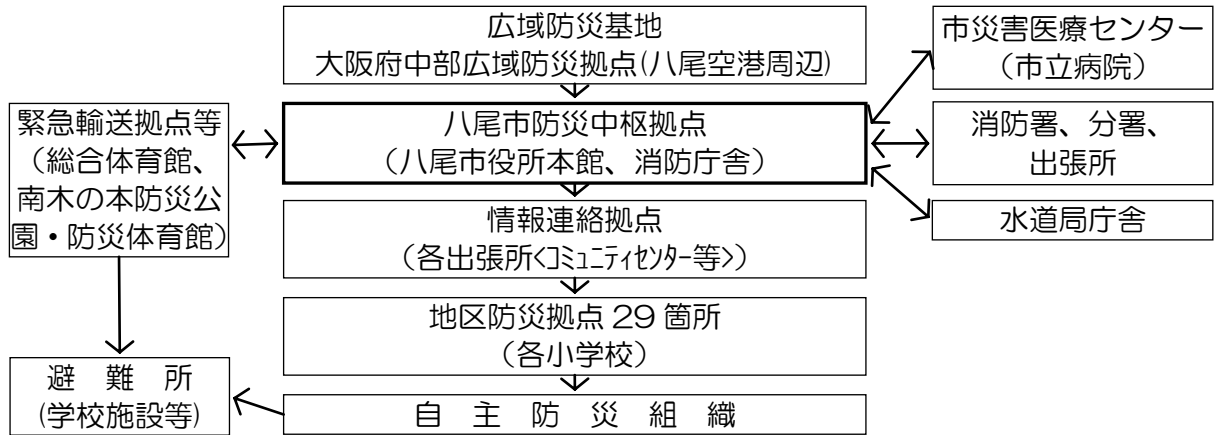
動員体制を強化するために、次のことを行っていきます。

- 初動期における参集可能職員の指名と把握
- 各班マニュアルの充実
- 市業務継続計画（BCP）の策定
- 業務継続体制の整備
- 災害対策事務従事職員用の備蓄物資の整備

② 防災中枢拠点の機能充実

災害時における防災対策の中枢拠点となる市役所、消防庁舎、水道局庁舎等について、電源の確保や通信システムの充実等の施設設備の防災機能の向上を図ります。

【防災拠点施設の体系】



③ そのほかの対策

そのほか、次のことを行っていきます。

- 防災施設間の連携強化
- 他市町村及び防災関係機関との連携体制

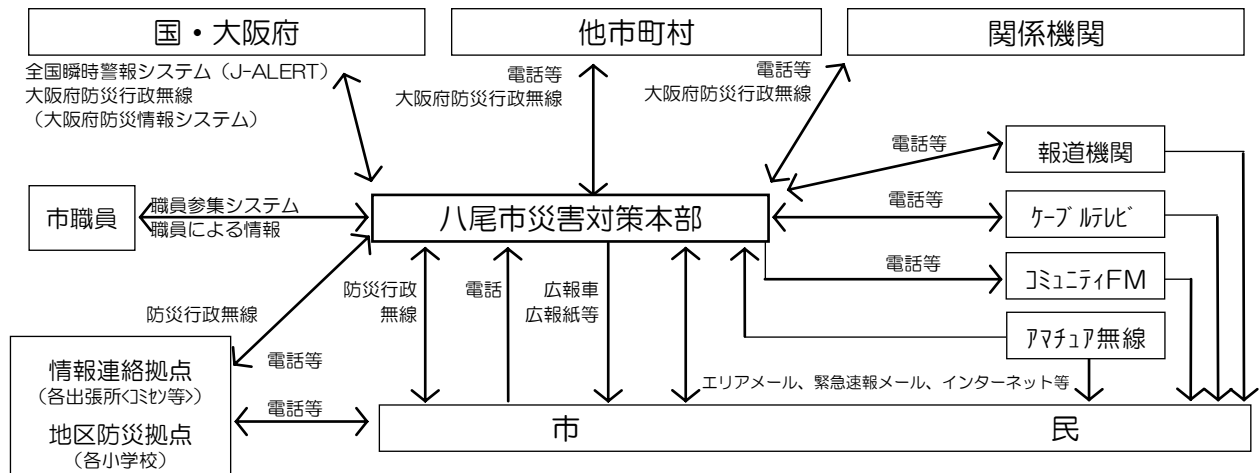
(2) 情報収集伝達体制の整備

市、府等の防災関係機関との相互の情報連絡が円滑に行われるよう、平常時から、情報収集伝達体制の確立を図るとともに、災害情報の集約等ICTを活用したシステムを整備していきます。また、全国瞬時警報システム(J-ALERT)と市防災行政無線を接続することなどにより、災害情報等を瞬時に伝達するシステムを運用します。

① 情報収集伝達体制の整備

市各部及び府などの防災関係機関との情報収集伝達体制を強化するために、次のことを行います。

- 各部・各職員の情報収集伝達体制の確立
- 多様な情報収集システムの確保
- 24時間体制の確保



② 災害情報システムの整備

迅速に的確な応急対応を実施するため、災害発生時における災害情報等の集約や災害対策本部運営支援、避難所管理支援等を行うICTを活用した災害情報システムを構築整備します。

③ 通信手段の確保・整備

災害時に迅速に防災関係機関と迅速に情報伝達するための手段である通信機器の確保については、次のとおりです。

- 通信施設の整備・点検（データベースのバックアップ含む）
- 通信連絡手段の多様化
- 防災行政無線等の整備・充実
- 土砂災害情報相互通報システムの運用
- 大阪府防災情報システムの活用
- 高機能消防司令センターの維持管理
- 消防救急デジタル無線の活用
- アマチュア無線家への協力要請

④ 災害広報体制の整備

被害に関する情報、被災者の安否情報等について、情報の収集及び伝達にかかる体制の整備を進めます。

- 災害時の情報の一元化を図るため、あらかじめ災害広報責任者を選任
- 災害発生後の時間経過に応じ、提供すべき情報の項目をあらかじめ整理
- 広報文案の事前準備
- 広報車、連絡拠点（各出張所）、地区拠点（各小学校）における地域防災無線の整備、掲示板等による広報体制の確保・充実
- 広報手段の周知徹底
- 災害時の広聴体制の整備
- 報道機関との連携協力体制の整備
- 居住地以外の市町村に避難する住民への情報提供
- 避難所運営にあたってのICTの活用

(3) 消防及び医療体制の整備

① 火災予防体制の推進

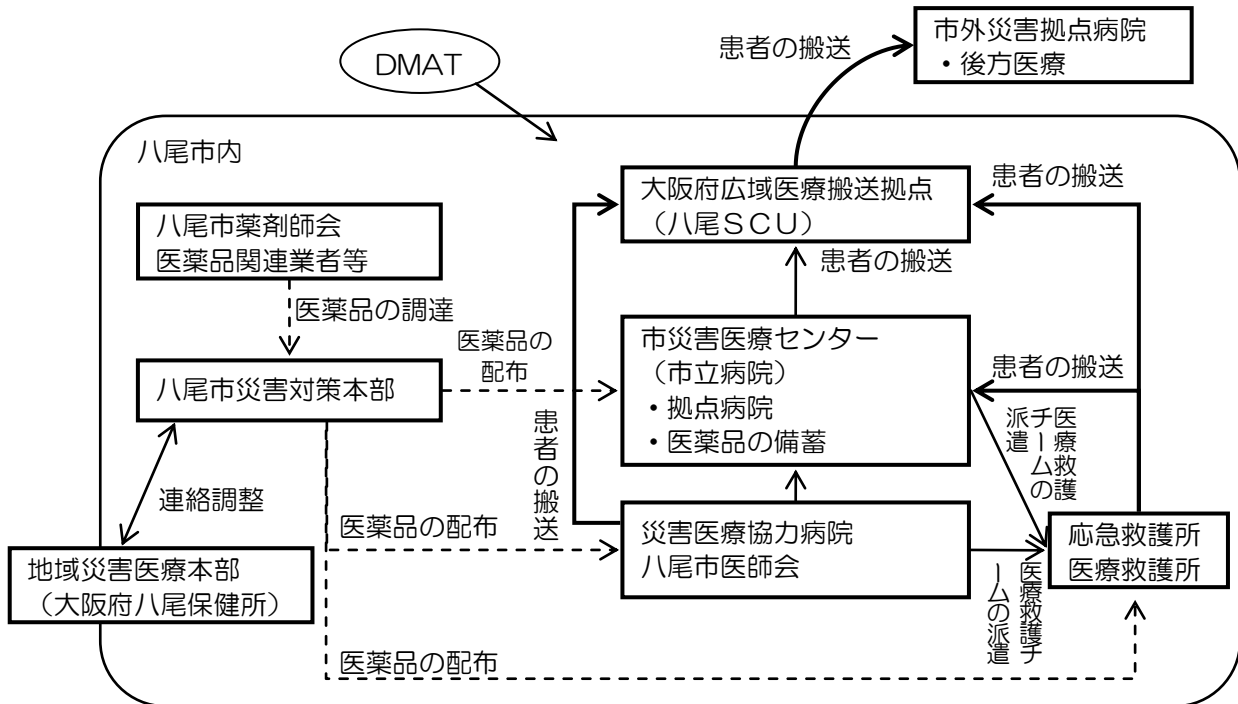
消防本部、施設管理者、林野の管理者等は、適切な防火対策、防火体制の構築等を行い、出火防止（予防）、初期消火を推進します。

② 消火・救助・救急体制の整備

消防施設・水利について整備を進めるとともに、消防団への入団促進・育成、施設・装備の強化を行います。

また、八尾SCUの設置を生かしながら、市、市立病院及び災害医療協力病院、八尾市医師会等が連携して災害時医療体制を拡充します。なお、現地医療を行う組織名を医療救護チームと改名しました。

【災害時の医療体制】



(4) 緊急輸送体制の整備

① 緊急交通路の確保

大阪府及び八尾市は、災害時の物資や人員を輸送するための道路として、次の道路を指定しています。

広域緊急交通路 (大阪府選定)	近畿自動車道、国道 25 号 (重点 14 路線)、府道大阪中央環状線 (重点 14 路線)、国道 170 号、府道大阪港八尾線、府道旧大阪中央環状線、市道木ノ本田井中線、国道旧 170 号
地域緊急交通路 (八尾市選定)	府道旧大阪中央環状線、府道大阪港八尾線、府道八尾枚方線、府道大阪八尾線、府道八尾道明寺線、府道八尾茨木線、市道弥刀上之島線、市道若林沼線、市道木ノ本田井中線

また、災害時用臨時ヘリポートとして、次の施設を指定しています。

航空輸送拠点	八尾空港
災害時用臨時ヘリポート	山本球場、桂球場、恩智川治水緑地、久宝寺緑地

② 輸送体制の整備

災害時に緊急輸送を円滑に実施するために必要な車両、運転手、物流専門家が確保

できる運送事業者等との協定締結を行います。また、市所有の車両のうち緊急通行車両として使用する計画のある車両については、事前届出を行います。

(5) 避難受入れ体制の整備

災害発生時に安全かつ円滑に避難するための指定避難所のほか、災害時要配慮者のための福祉避難所を指定しています。避難所の運営については、「避難所運営マニュアル作成指針」を作成します。

指定避難所	小・中・高等学校等（避難生活者一人当たりの面積をおおむね1.65㎡）
福祉避難所	社会福祉会館、老人福祉センター等（災害時要配慮者を収容できる公的施設）
第2避難所	コミュニティセンター、人権コミュニティセンター等（上記避難所では不足する場合に、災害時要援護者や帰宅困難者等を臨時的に収容する公的施設）
臨時避難所	第2避難所でも不足する場合に開設する民間施設等を活用した臨時的な避難所

福祉避難所を指定するだけでなく、その他の避難所においても仮設スロープ等の確保など福祉的な整備を進めていきます。また、八尾市災害時要配慮者支援プランに基づき、災害時要配慮者や個人のプライバシー、女性への環境配慮を意識した避難所の管理運営マニュアルをあらかじめ作成するとともに、管理運営体制を整備します。

(6) 緊急物資確保体制の整備

市の備蓄場所は下記の通り整備しています。

地区防災拠点（各小学校）	29箇所
各中学校	15箇所
上記以外の指定避難所等	8箇所

備蓄物資と備蓄目標量は、次のとおりです。食料については、避難者数の2食分の備蓄を検討します。また、アルファ化米に加え、保存可能なパンやビスケットなど、水を使用しない食料の備蓄を進めます。

【防災重要備蓄物資（府指定物資）と目標量】

	食料品	高齢者食	粉ミルク	ほ乳瓶	毛 布	おむつ	生理用品	簡易トイレ (個人)
備蓄目標量	117,358	1,174	617	617	17,604	8,802	97,261	587

【防災重要備蓄物資（市選定物資）】

食器類	飲料水袋	おむつ (大人用)	日用品 セット	組立式 トイレ	車椅子	防 水 シート	飲料水用 水 槽	懐中電灯
ラジオ	ハンドマイク	リヤカー	担 架	簡易バット	自転車	ごみ袋	工 具 セット	着替え用 テント

【その他の備蓄対策】

- 個人のプライバシーや女性への環境配慮のための物資の備蓄、民間事業者等との協定締結による調達の推進、備蓄物資の管理、給食設備等の充実、市民における備蓄の推進

【飲料水の確保対策】

- 応急給水体制の整備・充実、応急給水用資機材等の整備、広域相互応援体制の整備、井戸水による生活用水の確保

第3章 災害に強いひとづくり

(1) 防災知識の普及

災害の発生に備えて、市民及び事業者が防災対策を行う「自助」が防災対策の基本です。また、日頃から隣近所でのつきあいを深めておき、大規模災害発生時に、初期消火や救助・救護活動、避難等の緊急活動を地域住民が協力して行う「共助」が求められます。そのため、自然災害についての危険性や家庭・事業者などにおける防災対策など、防災意識・行動の日常化につながるよう防災知識を広く普及していきます。

また、校区別「わがまち防災マップ」や全市版防災マップを災害リスクの把握を主たる目的に活用して地域住民同士で防災に対して議論をすることや防災訓練を行うことなどにより、自助、共助が向上し、地域防災力が高まるよう防災知識を普及していきます。

(2) 防災訓練及び防災要員の育成

① 防災訓練の実施

市職員の防災対応力を高めるため、次の訓練を行っていきます。

- 総合防災訓練（事前広報訓練、警戒巡視・被害状況通信訓練、避難誘導訓練、避難所開設・運営訓練、救援物資空輸訓練、救護所設営訓練、ライフライン施設応急復旧訓練、救出消火訓練、応急危険度判定実施訓練、被災者支援を行うための実践訓練等）
- 市職員防災訓練（非常参集訓練、通信訓練、情報収集訓練、救援・救護訓練等）
- 学校教育施設の訓練
- 図上訓練
- 広域防災訓練
- 罹災証明書交付訓練

② マニュアルの充実

災害時において迅速かつ的確な災害応急対策が行えるよう、職員初動マニュアルの充実及び各班マニュアルを充実します。マニュアルの内容については、毎年実施する訓練結果や地域防災計画の改訂等をふまえ、随時、修正します。

(3) 自主防災組織の育成

市民相互の助け合いの精神による自主的な防災活動の推進を図るため、校区まちづくり協議会や自治振興委員会などと連携した自主防災組織の結成を促進していきます。その際、女性の参画を促し、女性リーダーの育成促進に努めていきます。

(4) 災害時要配慮者支援体制の整備

高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の災害時要配慮者に対する支援対策として、次のことを実施していきます。

- 災害時要援護者支援プランに基づいた避難支援体制の強化、充実
- 在宅の要配慮高齢者、障がい者等の把握と名簿管理
- 福祉避難所の整備（再掲）
- 外国人への対策

(5) 学校園等の防災教育

学校や幼稚園、保育園における防災教育として、次のことを実施していきます。

- 施設整備及び設備等の安全確保
- 防災活動マニュアルの作成及び防災訓練の実施
- 教職員、職員に対する防災教育の充実
- 幼児、児童・生徒に対する防災教育の充実

(6) 自発的支援の受入れ体制の整備

災害時にボランティアが被災者のニーズに応じて円滑に活動できるよう、八尾市社会福祉協議会と連携し、災害ボランティアセンターを設置します。

(7) 帰宅困難者支援体制の整備

市は、府や関西広域連合と連携し、帰宅困難者の不安を取り除き社会的混乱を防止するための支援等について検討していきます。

(8) 事業者防災の促進

事業者は、あらかじめ業務継続計画（BCP）を策定し、その運用に努めていただきます。その中で、防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画の策定、計画の点検・見直し、燃料電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を実施する等、事業継続マネジメントの取組を通じて防災活動の推進に努めていただきます。

第4章 地震防災緊急事業五箇年計画の推進

市は、「地震防災対策特別措置法」（平成7年 法律第111号）に定める第4次地震防災緊急事業五箇年計画に基づき府と連携協力して、事業の推進に努めます。

第5章 防災に関する調査研究等の推進

市は、災害の未然防止と被害の軽減を図り、総合的かつ計画的な防災対策を実施するため、防災に関する調査研究等を推進します。

第3編 南海トラフ地震防災対策推進計画

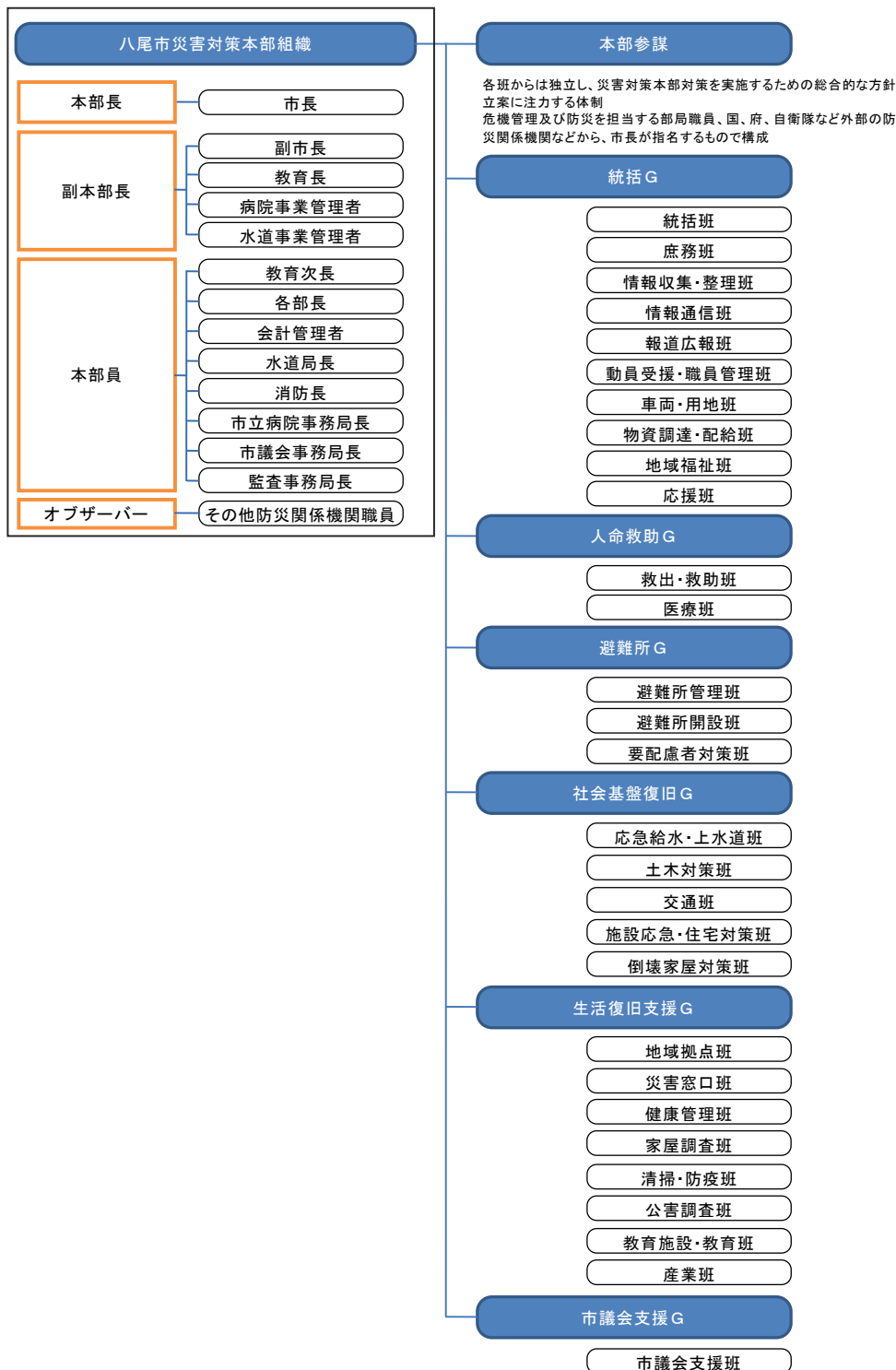
この計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第5条第2項の規定に基づき、避難場所、避難路、消防用施設その他南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設の整備に関する事項や、南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、南海トラフ地震に係る防災訓練に関する事項、その他南海トラフ地震に係る地震防災上重要な対策に関する事項を定め、本市における地震防災対策の推進を図ることを目的とします。

第2部

第1編 災害対策組織

第1章 災害対策組織

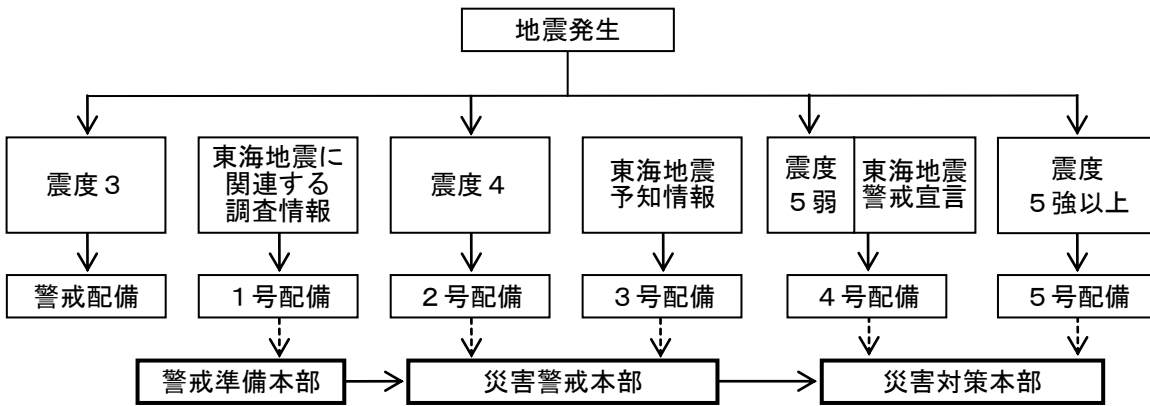
災害対策本部の組織は、次のとおりです。



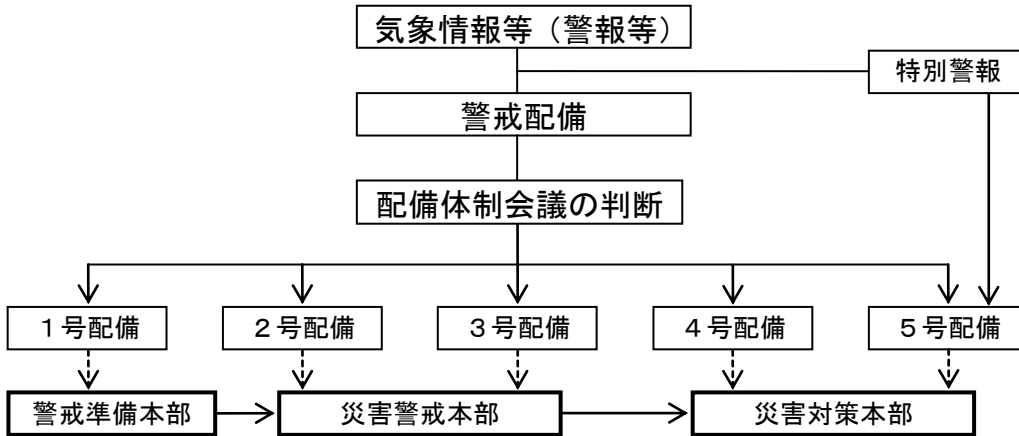
(1) 組織体制と動員

災害の種類に応じて、取るべき体制と職員の動員は、下図のとおりとなります。

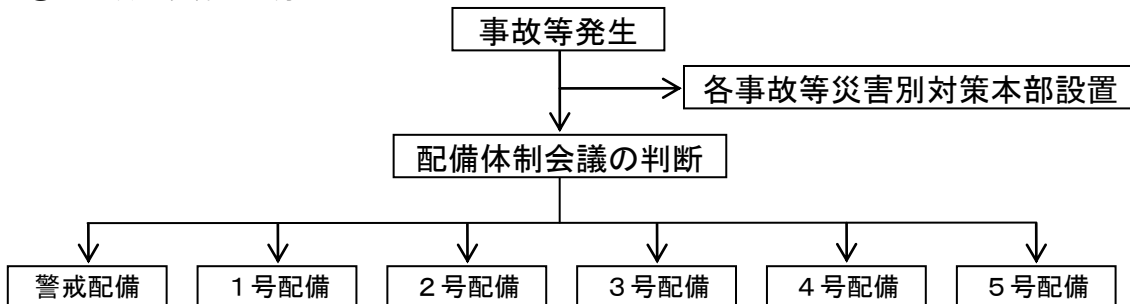
① 地震の場合



② 風水害等の場合



③ 事故等災害の場合



第2章 甚大な災害における活動体制

阪神・淡路大震災や東日本大震災などの大規模な災害が発生した場合には、災害対策本部では災害対応目標を明確にした優先順位に基づく応急復旧活動に取り組む必要があります。このため、最初の72時間は人命救助と避難所開設に重点を置くなど、時系列に応じて、資源配分をした体制を構築しています。次のページに5段階に分けた体制を示しています。

(1) 班体制の変化

甚大な災害が発生した場合、重要な業務に資源を集中するため、時間軸に応じて、次のように体制を変動させます。なお、時間軸は目安であり、状況に応じて適切な判断を行います。
 なお、各所管施設を運営している時間に災害が発生した場合は、所管施設内の利用者等の避難誘導、安全確保を行った後、下記の体制に迅速に対応することとしています。

【発災当日】体制コード:レッド

基本のG・班	応援するG・班
統括G	
統括班	応援班
庶務班	応援班
情報収集・整理班	倒壊家屋対策班 家屋調査班 災害窓口班 公害調査班
情報通信班	
報道広報班	
動員受援・職員管理班	
車両・用地班	
物資調達・配給班	産業班
地域福祉班	
応援班	統括班等へ
人命救助G	
救出救助班	
医療班	健康管理班
避難所G	
避難所管理班	
避難所開設班	清掃・防疫班 教育施設・教育班
要配慮者対策班	地域拠点班
社会基盤復旧G	
応急給水・上水道班	
土木対策班	交通班
交通班	土木対策班へ
施設応急・住宅対策班	
倒壊家屋対策班	
生活復旧支援G	
地域拠点班	要配慮者対策班へ
災害窓口班	情報収集・整理班へ
健康管理班	医療班へ
家屋調査班	
清掃・防疫班	避難所開設班へ
公害調査班	情報収集・整理班へ
教育施設・教育班	避難所開設班へ
産業班	物資調達・配給班へ
市議会支援G	
市議会支援班	

【発災後 2~3 日まで】体制コード:オレンジ

基本のG・班	応援するG・班
統括G	
統括班	応援班
庶務班	応援班
情報収集・整理班	家屋調査班 災害窓口班 公害調査班
情報通信班	
報道広報班	
動員受援・職員管理班	
車両・用地班	
物資調達・配給班	産業班
地域福祉班	
応援班	統括班等へ
人命救助G	
救出救助班	
医療班	健康管理班
避難所G	
避難所管理班	
避難所開設班	清掃・防疫班 教育施設・教育班
要配慮者対策班	
社会基盤復旧G	
応急給水・上水道班	
土木対策班	
交通班	
施設応急・住宅対策班	
倒壊家屋対策班	
生活復旧支援G	
地域拠点班	
災害窓口班	情報収集・整理班へ
健康管理班	医療班へ
家屋調査班	
清掃・防疫班	避難所開設班へ
公害調査班	情報収集・整理班へ
教育施設・教育班	避難所開設班へ
産業班	物資調達・配給班へ
市議会支援G	
市議会支援班	

【発災後 4~7 日】体制コード:イエロー

基本のG・班	応援するG・班
統括G	
統括班	
庶務班	
情報収集・整理班	公害調査班
情報通信班	
報道広報班	
動員受援・職員管理班	
車両・用地班	
物資調達・配給班	産業班
地域福祉班	
応援班	必要な班へ
人命救助G	
救出救助班	
医療班	健康管理班
避難所G	
避難所管理班	
避難所開設班	教育施設・教育班 応援班
要配慮者対策班	
社会基盤復旧G	
応急給水・上水道班	
土木対策班	
交通班	
施設応急・住宅対策班	
倒壊家屋対策班	
生活復旧支援G	
地域拠点班	
災害窓口班	
健康管理班	医療班へ
家屋調査班	
清掃・防疫班	
公害調査班	情報収集・整理班へ
教育施設・教育班	避難所開設班へ
産業班	物資調達・配給班へ
市議会支援G	
市議会支援班	

【発災後 8~14 日】体制コード:グリーン

基本のG・班	応援するG・班
統括G	
統括班	
庶務班	
情報収集・整理班	公害調査班
情報通信班	
報道広報班	
動員受援・職員管理班	
車両・用地班	
物資調達・配給班	産業班
地域福祉班	避難所開設班へ
応援班	必要な班へ
人命救助G	
救出救助班	
医療班	
避難所G	
避難所管理班	
避難所開設班	地域福祉班 教育施設・教育班 応援班
要配慮者対策班	
社会基盤復旧G	
応急給水・上水道班	
土木対策班	
交通班	
施設応急・住宅対策班	
倒壊家屋対策班	
生活復旧支援G	
地域拠点班	
災害窓口班	
健康管理班	
家屋調査班	
清掃・防疫班	
公害調査班	情報収集・整理班へ
教育施設・教育班	避難所開設班へ
産業班	物資調達・配給班へ
市議会支援G	
市議会支援班	

【発災後 15 日以降】通常体制

基本のG・班	応援するG・班
統括G	
統括班	
庶務班	
情報収集・整理班	
情報通信班	
報道広報班	
動員受援・職員管理班	
車両・用地班	
物資調達・配給班	
地域福祉班	避難所開設班へ
応援班	
人命救助G	
救出救助班	
医療班	
避難所G	
避難所管理班	
避難所開設班	地域福祉班
要配慮者対策班	
社会基盤復旧G	
応急給水・上水道班	
土木対策班	
交通班	
施設応急・住宅対策班	
倒壊家屋対策班	
生活復旧支援G	
地域拠点班	
災害窓口班	
健康管理班	
家屋調査班	
清掃・防疫班	
公害調査班	
教育施設・教育班	
産業班	
市議会支援G	
市議会支援班	

(2) 各班・グループの役割の変化

甚大な災害が発生した場合、重要な業務に資源を集中するため、時間軸に応じて、各班はおおむね次の災害対策業務を行います。なお、時間軸は目安であり、状況に応じて適切な判断を行います。また、各所管施設を運営している時間に災害が発生した場合は、所管施設内の利用者等の避難誘導、安全確保を行った後、下記の体制に迅速に対応します。

班名、グループ名	【発災当日】 体制コード：レッド	【発災後4～7日】 体制コード：オレンジ	【発災後3日まで】 体制コード：イエロー	【発災後8～14日】 体制コード：グリーン	【発災後15日以降】 通常体制
統括G					
統括班	総合的な対策方針立案、調整及び進行管理 国、府、他市への応援要請等 協定民間事業者等への協力要請等	総合的な対策方針立案、調整及び進行管理 国、府、他市への応援要請等 協定民間事業者等への協力要請等	総合的な対策方針立案、調整及び進行管理 国、府、他市への応援要請等 協定民間事業者等への協力要請等	総合的な対策方針立案、調整及び進行管理 国、府、他市への応援要請等 協定民間事業者等への協力要請等	総合的な対策方針立案、調整及び進行管理 国、府、他市への応援要請等 協定民間事業者等への協力要請等 復旧・復興計画立案
庶務班	本部会議資料作成、設営、記録、記者会見 資料作成、 庁舎・職員的环境・インフラ整備等	本部会議資料作成、設営、記録、記者会見 資料作成、 庁舎・職員的环境・インフラ整備等	本部会議資料作成、設営、記録、記者会見 資料作成、 庁舎・職員的环境・インフラ整備等	本部会議資料作成、設営、記録、記者会見 資料作成、 庁舎・職員的环境・インフラ整備等	本部会議資料作成、設営、記録、記者会見 資料作成、 庁舎・職員的环境・インフラ整備等
情報収集・整理班	被害情報、被災者ニーズ、マスコミ情報等 の収集、整理	被害情報、被災者ニーズ、マスコミ情報等 の収集、整理	被害情報、被災者ニーズ、マスコミ情報等 の収集、整理	被害情報、被災者ニーズ、マスコミ情報等 の収集、整理	被害情報、被災者ニーズ、マスコミ情報等 の収集、整理
情報通信班	通信機器の確保、運用	通信機器の確保、運用	通信機器の確保、運用	通信機器の確保、運用	通信機器の確保、運用
報道広報班	被災者への広報、情報伝達、記者会見等 マスコミ対応	被災者への広報、情報伝達、記者会見等 マスコミ対応	被災者への広報、情報伝達、記者会見等 マスコミ対応	被災者への広報、情報伝達、記者会見等 マスコミ対応	被災者への広報、情報伝達、記者会見等 マスコミ対応
動員受援・職員管理班	職員の動員、配置調整、外部からの受援体 制整理、受援調整	職員の動員、配置調整、外部からの受援体 制整理、受援調整	職員の動員、配置調整、外部からの受援体 制整理、受援調整	職員の動員、配置調整、外部からの受援体 制整理、受援調整	職員の動員、配置調整、外部からの受援体 制整理、受援調整
車両・用地班	公用車の管理、配置調整、公有地の災害時 利用	公用車の管理、配置調整、公有地の災害時 利用	公用車の管理、配置調整、公有地の災害時 利用	公用車の管理、配置調整、公有地の災害時 利用	公用車の管理、配置調整、公有地の災害時 利用
物資調達・配給班	備蓄物資の供給、外部からの義援物資の受 入れ、供給 物資配送に必要な車両、運転手、燃料の調 達 会計（物資以外も含む）	備蓄物資の供給、外部からの義援物資の受 入れ、供給 物資配送に必要な車両、運転手、燃料の調 達 会計（物資以外も含む）	備蓄物資の供給、外部からの義援物資の受 入れ、供給 物資配送に必要な車両、運転手、燃料の調 達 会計（物資以外も含む）	備蓄物資の供給、外部からの義援物資の受 入れ、供給 物資配送に必要な車両、運転手、燃料の調 達 会計（物資以外も含む）	備蓄物資の供給、外部からの義援物資の受 入れ、供給 物資配送に必要な車両、運転手、燃料の調 達 会計（物資以外も含む）
地域福祉班	ボランティアの受入れ、社協との連携	ボランティアの受入れ、社協との連携	ボランティアの受入れ、社協との連携	統括班の応援 避難所開設班の応援	統括班の応援 避難所開設班の応援
応援班	統括班の応援 避難所開設班の応援	統括班の応援 避難所開設班の応援	統括班の応援 避難所開設班の応援	統括班の応援 避難所開設班の応援	応援が必要な班に対して適宜応援
人命救助G					
救出救助班	救出・救助活動 緊急消防援助隊	救出・救助活動 緊急消防援助隊	救出・救助活動 緊急消防援助隊	通常消防の再開 医療班、避難所開設班の応援	通常消防の再開 医療班、避難所開設班の応援
医療班	市立病院を中心とした医療救護活動	市立病院を中心とした医療救護活動	市立病院を中心とした医療救護活動	医療救護活動の縮小と通常診療への移行	医療救護活動の縮小と通常診療への移行
避難所G					
避難所管理班	避難誘導、避難所の全市的な管理・運営	避難所の全市的な管理・運営	避難誘導、避難所の全市的な管理・運営	避難所の全市的な管理・運営	避難所の全市的な管理・運営
避難所開設班	各避難所の管理・運営	各避難所の管理・運営	各避難所の管理・運営	各避難所の管理・運営	各避難所の管理・運営
要配慮者対策班	災害時要配慮者（高齢者、障がい者、外国 人、乳幼児（幼稚園、保育所）等）対策全 般	災害時要配慮者（高齢者、障がい者、外国 人、乳幼児（幼稚園、保育所）等）対策全 般	災害時要配慮者（高齢者、障がい者、外国 人、乳幼児（幼稚園、保育所）等）対策全 般	災害時要配慮者（高齢者、障がい者、外国 人、乳幼児（幼稚園、保育所）等）対策全 般	災害時要配慮者（高齢者、障がい者、外国 人、乳幼児（幼稚園、保育所）等）対策全 般

班名、グループ名	【発災当日】 体制コード：レッド	【発災後 3 日まで】 体制コード：オレンジ	【発災後 4～7 日】 体制コード：イエロー	【発災後 8～14 日】 体制コード：グリーン	【発災後 15 日以降】 通常体制
社会基盤復旧 G					
応急給水・上水道班	応急給水活動 上水道の復旧 物資調達・配給班の応援	応急給水活動 上水道の復旧 物資調達・配給班の応援	応急給水活動 上水道の復旧	応急給水活動 上水道の復旧	応急給水活動 上水道の復旧
土木対策班	通行の確保 公園の復旧	通行の確保 公園の復旧	道路の復旧 下水道の復旧 土砂の除去、河川対策	道路の復旧 下水道の復旧 土砂の除去、河川対策	道路の復旧 下水道の復旧 土砂の除去、河川対策
交通班	土木対策班の応援	土木対策班の応援 府警と協力した緊急交通路の確保	府警と協力した緊急交通路の確保、公共交通の確保	府警と協力した緊急交通路の確保、公共交通の確保	府警と協力した緊急交通路の確保、公共交通の確保
施設応急・住宅対策班	市有施設の被害調査、復旧対策	市有施設の被害調査、復旧対策	市有施設の被害調査、復旧対策	市有施設の被害調査、復旧対策	市有施設の被害調査、復旧対策、応急仮設住宅
倒壊家屋対策班	被災建築物の応急危険度判定	被災建築物の応急危険度判定	被災建築物の応急危険度判定	被災建築物の応急危険度判定 倒壊家屋の解体除去	倒壊家屋の解体除去
生活復旧支援 G					
地域拠点班	要配慮者対策班の応援	被災者相談等	被災者相談等	被災者相談等	被災者相談等
災害窓口班	情報収集・整理班の応援	情報収集・整理班の応援	罹災証明書の発行及び関連窓口業務	罹災証明書の発行及び関連窓口業務	罹災証明書の発行及び関連窓口業務
健康管理班	医師会との協力体制の構築、救護所の開設及び運営、医療班の応援	医師会との協力体制の構築、救護所の開設及び運営、医療班の応援	救護所の開設及び運営、医療班の応援	救護所の開設及び運営、感染症、健康、衛生対策	救護所の開設及び運営、感染症、健康、衛生対策
家屋調査班	住家等被害認定調査	住家等被害認定調査	住家等被害認定調査	住家等被害認定調査	住家等被害認定調査
清掃・防疫班	避難所開設班の応援 ごみ処理の初期対応 災害廃棄物等の初期対応	避難所開設班の応援 ごみ処理の初期対応 災害廃棄物等の初期対応	市全域の防疫対策 ごみの収集・処理 災害廃棄物等の対策	市全域の防疫対策 ごみの収集・処理 災害廃棄物等の対策	市全域の防疫対策 ごみの収集・処理 災害廃棄物等の対策
公害調査班	情報収集・整理班の応援	情報収集・整理班の応援	情報収集・整理班の応援	情報収集・整理班の応援	公害対策全般
教育施設・教育班	児童・生徒の避難誘導 その後、又は時間外の場合は、避難所開設班の応援	児童・生徒の避難誘導 その後、又は時間外の場合は、避難所開設班の応援	避難所開設班の応援	避難所開設班の応援	応急教育の確保・実施
産業班	物資調達・配給班の応援	物資調達・配給班の応援	物資調達・配給班の応援	物資調達・配給班の応援	産業（農業含む）の復旧
市議会支援 G					
市議会支援班	市議会の災害対応の支援	市議会の災害対応の支援	市議会の災害対応の支援	市議会の災害対応の支援	市議会の災害対応の支援

第2編 地震災害応急対策

第1章 職員の配備・動員体制

○ 職員の参集場所は、下記のとおりです。

【職員の参集場所】

組織体制	本部員(グループ員)	各班長	初動要員	避難所開設員
警戒準備本部	本庁5階庁議室	本庁3階 地域安全課 執務室	—	指定された避難所
災害警戒本部	本庁5階庁議室	本庁6階 大会議室	—	指定された避難所
災害対策本部	本庁5階庁議室	本庁6階 大会議室	本庁6階 大会議室 (震度5強のみ)	指定された避難所

○ 本部長は、職員の安全確保に最善を期します。職員の活動環境、安全確保等のため、職員の食料等の調達、勤務管理、宿泊施設等を確保します。

【動員・配備体制】

組織体制	配備体制	配備基準	配備内容
—	警戒配備	<ul style="list-style-type: none"> 震度3を観測した時 	<ul style="list-style-type: none"> 防災に関連する必要最低限の人員で通信情報活動を実施する体制
警戒準備本部	1号配備	<ul style="list-style-type: none"> 東海地震に関連する調査情報が発表された時 災害が拡大し、警戒配備では対処できない時 その他必要によって市長が当該配備を指令する時 	<ul style="list-style-type: none"> 各G必要最小限度の人員で通信情報活動を実施する体制
災害警戒本部	2号配備	<ul style="list-style-type: none"> 震度4を観測した時 災害が拡大し、1号配備では対処できない時 その他必要によって市長が当該配備を指令する時 	<ul style="list-style-type: none"> その災害の発生を防ぎよするため、通信情報活動、物資・資機材の点検整備等並びに小規模の災害応急対策を実施する体制
	3号配備	<ul style="list-style-type: none"> 東海地震予知情報が発表された時 災害が拡大し、2号配備では対処できない時 その他必要によって市長が当該配備を指令する時 	<ul style="list-style-type: none"> その災害の発生を防ぎよするため、通信情報活動、物資・資機材の点検整備等並びに小規模の災害応急対策を実施する体制
災害対策本部	4号配備	<ul style="list-style-type: none"> 震度5弱を観測した時 東海地震警戒宣言が発表された時 災害が拡大し、3号配備では対処できない時 その他必要によって市長が当該配備を指令する時 	<ul style="list-style-type: none"> 相当規模の災害応急対策を実施する体制
	5号配備	<ul style="list-style-type: none"> 震度5強以上を観測した時 災害が拡大し、4号配備では対処できない時 その他必要によって市長が当該配備を指令する時 	<ul style="list-style-type: none"> 市の全力をあげて防災活動を実施する体制

※震度は、大阪管区気象台が発表する地震直後の本市又は隣接市（大阪市（平野区）、東大阪市、柏原市、藤井寺市、松原市）の震度とする。なお、停電等によって地震情報が確認できない場合は、職員各自の判断によって、自主参集する。

第2章 地震災害情報等の収集・伝達

(1) 地震災害情報の収集・連絡

統括班は、地震発生後、大阪府危機管理室、大阪管区气象台及び庁舎内に設けられた府震度計から震度等の情報を収集し、震度4以上の場合は、災害対策本部ないし災害警戒本部の設置を行うことから、直ちに関係各部・各班に伝達します。

(2) 被害状況の把握

地震発生後の初期段階（おおむね1日以内）は、詳細な情報より、被害の全体像を大まかに把握することに留意します。各班の収集担当情報を定め、各班はその情報を情報収集・整理班に伝達します。情報収集・整理班は、各班から報告された情報に基づき、被害状況等を取りまとめます。

第3章 東海地震関連情報に伴う対策

内閣総理大臣は、地震予知情報を受け、地震防災応急対策を実施する緊急の必要があると認める時は、大規模地震対策特別措置法に基づき、地震災害に関する警戒宣言を発するとともに、東海地震に係る地震防災対策強化地域内の居住者等に対して、警戒体制をとるべき旨を公示する等の措置をとらなければならないこととされています。

大阪府は、東海地震に係る地震防災対策強化地域に指定されていませんが、警戒宣言が発せられたことに伴う社会的混乱の防止に努めるとともに、東海地震による直接的な被害を最小限に軽減するための措置を講じることにより、住民の生命、身体及び財産の安全を確保します。そのための八尾市が取るべき措置を定めています。

第3編 風水害応急対策

第1章 職員の配備・動員体制

○ 職員の参集場所は、下記のとおりです。

【職員の参集場所】

組織体制	本部員(グループ員)	各班長	初動要員	避難所開設員
配備体制会議	本庁5階庁議室	—	—	—
警戒準備本部	本庁5階庁議室	本庁3階 地域安全課執務室	—	指定された避難所
災害警戒本部	本庁5階庁議室	本庁6階 大会議室	—	指定された避難所
災害対策本部	本庁5階庁議室	本庁6階 大会議室	本庁6階 大会議室	指定された避難所

災害の規模や様子に応じて、配備体制を決定し、必要な動員指令を発令します。

【動員・配備体制】

組織体制	配備体制	配備基準	配備内容
—	警戒配備	<ul style="list-style-type: none"> 大雨・洪水・暴風等の警報が発表された時等 	<ul style="list-style-type: none"> 防災に関連する必要最低限の人員で通信情報活動を実施する体制
警戒準備本部	1号配備	<ul style="list-style-type: none"> 災害の発生の恐れがある気象警報等が発表される等通信情報活動の必要がある時 その他必要によって市長が当該配備を指令する時 	<ul style="list-style-type: none"> 各G必要最小限度の人員で通信情報活動を実施する体制
災害警戒本部	2号配備	<ul style="list-style-type: none"> 災害の発生の恐れがある気象警報等が発表され、小規模な災害が発生する恐れがある時 その他必要によって市長が当該配備を指令する時 	<ul style="list-style-type: none"> その災害の発生を防ぎよするため、通信情報活動、物資・資機材の点検整備等並びに小規模の災害応急対策を実施する体制
	3号配備	<ul style="list-style-type: none"> 災害発生の恐れがあるが、時間、規模等の推測が困難な時若しくは、小規模の災害が発生した時 その他必要によって市長が当該配備を指令する時 	<ul style="list-style-type: none"> その災害の発生を防ぎよするため、通信情報活動、物資・資機材の点検整備等並びに小規模の災害応急対策を実施する体制
災害対策本部	4号配備	<ul style="list-style-type: none"> 相当規模の災害が発生し又は、発生する恐れがある時 その他必要によって市長が当該配備を指令する時 	<ul style="list-style-type: none"> 相当規模の災害応急対策を実施する体制
	5号配備	<ul style="list-style-type: none"> 特別警報が発表された時又は発表が予測される時 大規模の災害が発生し又は発生する恐れがある時 その他必要によって市長が当該配備を指令する時 	<ul style="list-style-type: none"> 市の全力をあげて防災活動を実施する体制

第2章 気象情報、予警報等の収集・伝達

気象予警報、大和川洪水予報、寝屋川流域洪水予報、水防警報などの気象情報、予警報情報、特別警報を収集し、的確に定められたルートで住民等に周知します。

第3章 警戒活動

水防事務組合による水防活動、大阪府及び八尾市による土砂災害警戒活動、異常現象発見時などにおける関係者の活動などを定めています。

第4編 事故等災害応急対策

ここでは、大規模火災応急対策、危険物等災害応急対策、大規模交通災害応急対策について、担当機関、活動の方針や必要な措置を定めています。

なお、危険物等の対策は、高圧ガス施設災害、火薬類貯蔵施設災害、毒物・劇物災害、放射性物質事故、原子力災害を対象にしています。

第5編 災害対策共通

全体的な構成として、次のような特徴を持っています。

(1) 個々の応急対策で優先順位を明確化

避難所運営や保健衛生対策など、個々の応急対策に関する計画については、時系列で優先順位の高いものを明らかにし、被災者が必要としている対策に資源を配分していきます。

「第6章 緊急輸送対策」より抜粋

主担当	活動項目	時間				日					
		1	3	6	12	1	3	7	14	30	後
土木対策班	緊急交通路の被害状況の把握										
	緊急交通路の機能確保										
報道広報班	緊急交通路の周知										
車両・用地班	輸送手段の確保										
物資調達・配給班	輸送燃料等の確保										
	緊急輸送ルートを選定と周知										

(2) 応急対策活動に必要な情報の入手先と伝達先を明確化

個々の応急対策を実施するために必要な情報とその入手先、応急対策を実施した後、に次の対策につなげるための情報の伝達先を明確にし、迅速な対応を実現します。

「第6章 緊急輸送対策」より抜粋

【活動を実施するために必要な情報の入手先】

主担当	活動項目別の主な入手情報	情報入手先
土木対策班	緊急交通路の機能確保	
	緊急交通路の被害状況、交通状況に関する情報	土木対策班 大阪府警察(八尾警察署)
報道広報班	緊急交通路の周知	
	緊急交通路に関する情報	情報収集・整理班
車両・用地班	輸送手段の確保	
	確保可能な車両台数	民間事業者
物資調達・配給班	緊急輸送ルートを選定と周知	
	緊急交通路の被害状況	情報収集・整理班

【活動を実施後に必要な情報の伝達先】

主担当	活動項目別の主な伝達情報	情報伝達先
土木対策班	緊急交通路の機能確保	
	緊急交通路の応急復旧、点検結果	情報収集・整理班
報道広報班	緊急交通路の周知	
	緊急交通路に関する情報	市民、報道機関
車両・用地班	輸送手段の確保	
	確保可能な車両台数に関する情報	各班
物資調達・配給班	緊急輸送ルートを選定と周知	
	緊急輸送ルート	物流事業者、関係機関

第1章 災害情報等の収集・伝達

(1) 災害情報の収集・連絡

発災後の時間に応じて、「被害状況の概況把握」→「詳細被害状況の収集」→「災害確定情報」と情報の精度が異なります。

被害状況の概況	被害の発生拡大状況や二次災害の危険性の把握、災害救助法適用を要請するための情報収集 特に、二次災害防止に関する情報及び人的被害、住家被害数の把握に重点を置く
詳細被害状況	被害情報の確定報告に向けて正確な数量的把握に努め、確定情報に至るまでの間は、把握できた範囲から整理する
災害確定情報	応急措置が完了した場合は、所定の様式に掲げる全項目について報告

(2) 通信手段の確保

災害発生時における通信連絡を迅速かつ的確に実施するため、通信混乱の防止に努めるとともに、電話が途絶した場合の緊急通信体制を確保します。

(3) 災害広報・広聴対策

情報不足による混乱の発生を防止するため、平常時の広報手段を活用するほか、避難所への広報紙の掲示等、多様な方法によって正確な情報の広報活動を実施します。広報手段として、広報車、コミュニティFM、防災行政無線による広報、職員による伝令・伝達、報道機関、インターネット（市ホームページ）、携帯メールやエリアメール、緊急速報メール、ソーシャルネットワーキングサービス（SNS）等、様々な手段を活用します。

また、被災者の不安や悩みの解消に努める等、広聴活動を実施するため、市役所本館及び各出張所・各コミュニティセンター、桂人権コミュニティセンター、安中人権コミュニティセンターに、市民相談窓口を設置します。

第2章 応援の要請・受入れ

(1) 広域応援等の要請と受入れ

市単独では十分に応急対策が実施できない場合には、地方公共団体、指定行政機関等への応援要請を行います。

(2) 自衛隊に対する災害派遣要請と受入れ

人命や財産を保護するため緊急かつやむを得ないと認められる場合、府知事に対して自衛隊の災害派遣を要請します。

(3) 近畿地方整備局に対する災害時応援要請と受入れ

災害が発生又は、発生する恐れがある場合において、被害の二次災害防止に資する

ために、近畿地方整備局へ応援を要請します。

(4) 民間事業者等に対する協力要請

発生した災害規模に即した災害応急対策を実施するため、必要に応じて、協定等に基づき、民間事業者等から災害対策要員及び資機材を確保します。

第3章 消火、救助及び医療救護活動

(1) 消火、救助対策

消防本部は、被災状況の早期把握に努め、迅速な消火活動、人命救助・救出活動を実施します。

(2) 応急医療対策

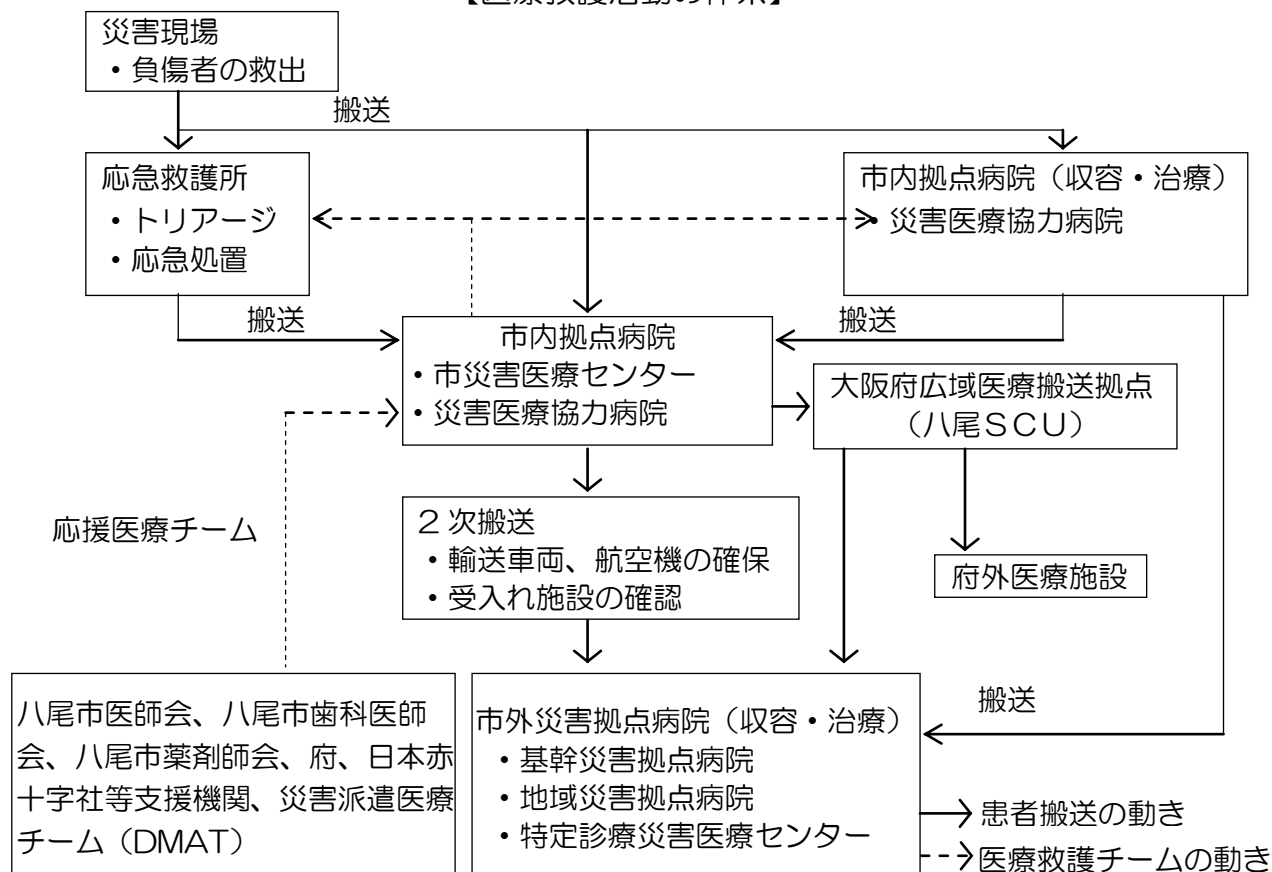
① 災害時医療救護体制の確保

災害による負傷者が多数で、現地でのトリアージや応急処置が必要な場合に、応急救護所を設置します。また、被災地から医療機関への傷病者の搬送に時間がかかるため、被災地での対応が必要な場合に、医療救護所を設置します。

② 医療救護活動

下図の体制で医療救護活動を行います。

【医療救護活動の体系】



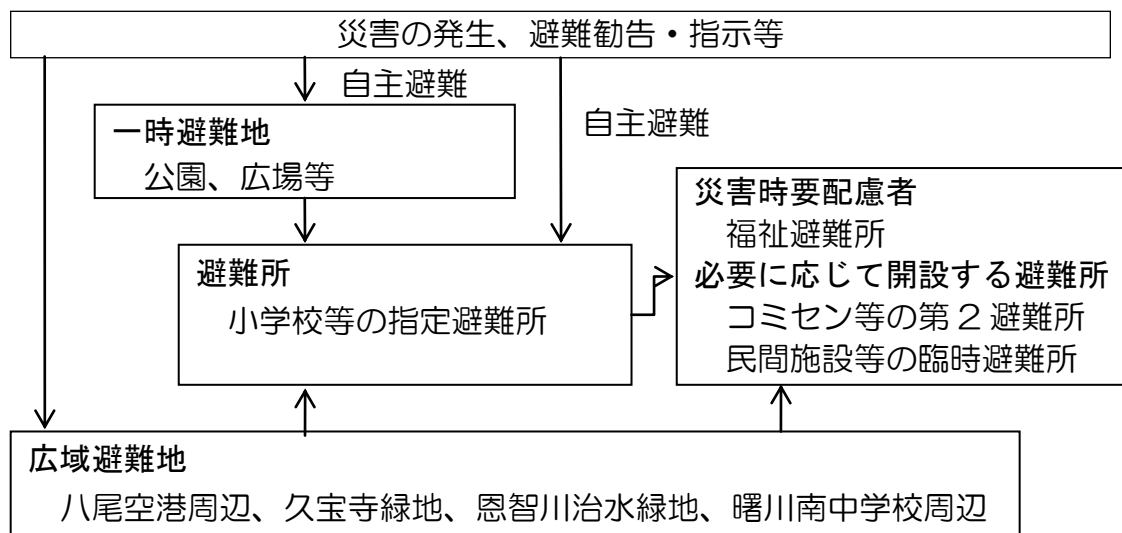
※医療救護全体の調整は、大阪府八尾保健所（地域災害医療本部）が行う。

第4章 避難受入れ活動

(1) 避難誘導

市民が自ら避難する場合又は誘導員等が市民を避難誘導する場合は、次図の流れによります。

【避難誘導の流れ】



(2) 避難所の開設・管理

① 避難所の開設

避難所の開設基準は次のとおりです。

- 緊急を要する自主的な避難があった時
- 避難準備情報、避難勧告・指示等が出された時、または出される見込みがある場合
- 市民の避難を必要と認めた時
- 震度5強以上の地震を観測した場合や特別警報が出されたときは、指定避難所の全てを開設

② 避難所の管理

避難所の管理責任者は、避難所開設班長となります。また、校区まちづくり協議会、自主防災組織等を中心とした避難所運営委員会を設けて、自主的な活動によって避難所を運営していきます。

災害対策本部との情報連携を効率的にできるようパソコンを通じて伝達します。

第5章 緊急物資の供給

家屋の倒壊、滅失等によって、飲料水、食料及び生活必需品の確保が困難な市民に対し、必要な物資の供給に努めます。

(1) 水

被災者1人当たり1日3リットルを目標として供給し、供給拠点を龍華配水場、高安受水場、南部低区配水池、北部低区配水池を供給拠点とします。

(2) 食料及び生活必需品の供給

食料は、アルファ化米等の備蓄食料とし、その後は協定事業者等からの調達を基本とします。

生活必需品は、備蓄物資や協定事業者等から調達します。

(3) 物資の緊急輸送拠点の設置・運営

物資の緊急輸送拠点は、八尾市総合体育館とし、状況に応じて、南木の本防災公園・防災体育館においても設置します。

緊急輸送拠点の運営は、物流の専門家を派遣してもらい、その専門家が運営します。

第6章 緊急輸送対策

(1) 陸上輸送

緊急交通路の中から使用可能な道路を把握するため、道路巡回パトロール等によって道路施設の被害状況の把握及び安全性の点検を行います。

その後、緊急交通路を確保するための啓開活動や交通規制を行います。

(2) 航空輸送

八尾空港を航空輸送基地としますが、八尾空港が使用できない場合等必要な時は、災害時用臨時ヘリポートを開設します。

第7章 二次災害の防止対策

市は、府等関係機関と連携し、地震の余震や溢水等による地すべり、がけ崩れ、建築物の倒壊、土砂災害等の二次災害に備え、防止対策を実施します。実施する対策の種類は次のとおりです。

- 公共土木施設等の対策
- 被災建築物等応急対策
- 危険物施設等の応急措置
- 土砂災害応急対応

第8章 ライフラインの応急復旧

市及び関係機関は、被害を受けたライフライン施設の緊急対応を行い、ライフラインの確保と二次災害防止を行うとともに、速やかに応急復旧を行い、必要な機能を確保します。

第9章 交通の維持復旧

鉄軌道、道路、空港施設の管理者は、迅速な初動対応と利用者の安全確保のための対策を講じるとともに、都市機能を確保するために、速やかに交通機能を維持・回復します。

道路施設については、被害状況、緊急性、復旧の難易度等を考慮し、緊急交通路を優先して応急復旧を行い、順次その他の道路の応急復旧を行います。

第10章 建築物・住宅応急対策

住家等の正確な被害を把握するため被害認定調査を実施する。また、被災者の住宅を確保するため、府と協力して速やかに被災住宅の応急修理及び応急仮設住宅の建設等必要な対策を行うとともに、公営住宅等の空き家への一時入居措置等に努めます。主な対策として次のことを行います。

- 被害認定調査の実施、住家等被災認定会議、住居障害物の除去、被災住宅の応急修理、被災家屋の解体
- 応急仮設住宅等の供与
- 市が管理する施設の応急対策

第11章 保健衛生、遺体対応、清掃等の応急対策

(1) 保健衛生活動

市は、府と連携し感染症、食中毒の予防及び被災者の心身両面での健康維持のため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、健康状態を十分把握し必要な措置を講じます。

(2) 遺体の収容・処理、火葬

行方不明者の捜索を実施します。

また、遺体安置所を開設するとともに、遺族において対応が困難、若しくは不可能な場合は、関係機関と連携のうえ、遺体の収容・処理及び火葬について、必要な措置を講じます。

(3) し尿、ごみ及び災害廃棄物等の処理

し尿、ごみ及び災害廃棄物等について、被災地域の衛生状態の保持及び迅速かつ的確な災害復旧活動を促進するため、適切な処理を実施します。

仮設トイレは、次の数を基準として設置します。

- 仮設トイレ設置箇所数：5箇所／1,000世帯
- 仮設トイレ設置数：1基／100人

第12章 応急教育及び保育対策

小・中学校・幼稚園・保育園の生徒、児童、園児の被災状況の把握及び施設や教職員の被災状況の把握に努めます。

また、施設の被災状況及び避難所としての利用状況を勘案しながら、被災した教育施設・保育施設の応急復旧や学用品等の支給を行い、応急教育を実施します。

文化財については、文化財所有者と連携し、災害時における文化財の被害の拡大防止及び応急復旧に努めます。

第13章 災害時要配慮者への支援

被災した災害時要配慮者の被災状況やニーズを把握するとともに、継続した支援活動に努めます。

災害時要配慮者において、指定避難所での共同生活が困難と認められる場合は、福祉避難所への避難誘導を行います。

第14章 自発的支援の受入れ

(1) ボランティアの受入れ

各地から寄せられる支援申し入れに対して、関係機関との連携を密にし、適切に対処するよう努めます。

災害ボランティアセンターの開設にあたっては、八尾市社会福祉協議会と連携の上、速やかに設置します。

(2) 義援金、義援物資の受入れ及び配分

各地から寄せられる義援金、義援物資に対しては、募集委員会を設置し、受入れ、保管、配分を行います。

第15章 社会秩序の維持

市は、関係機関と連携し、流言飛語の防止に努める等、被災地域における社会秩序の維持を図るとともに、物価の安定及び必要物資の適切な供給を図るための措置を講じます。

第16章 災害救助法の適用

市は、災害によって住家が滅失した世帯数が、災害救助法（昭和22年法律第118号）に定める基準以上に達し、被災者が現に救助を要する状態にあり災害救助法が適用された場合、同法に基づく救助を行います。

第1章 生活の安定

(1) 復旧・復興事業の推進

災害応急対策を講じた後に被害の程度を調査・検討し、府の各部局と連携・協力し、それぞれが所管する公共施設等に関する災害復旧事業計画を速やかに作成し、それを基に本部統括班が災害復旧計画を作成します。

(2) 被災者の生活再建

被災者の生活確保のため、次のことを行います。

- 生活再建支援を行うためのシステム整備
- 罹災証明書等の発行（被害認定調査～罹災証明書の発行～被災届出証明書の発行）
- 被災者台帳の作成
- 援護資金の支給、貸付等
- 租税等の減免及び徴収猶予等
- 住宅の確保（住宅復興計画の策定、公共住宅の供給促進、民間賃貸住宅の建設支援、災害復興住宅資金の貸付）
- 被災者生活再建支援金

(3) 中小企業の復旧支援

災害によって被害を受けた中小企業の再建を促進し、生産力の回復と経営の安定化を図るために、政府系金融機関及び一般金融機関の融資、信用保証協会による融資の保証等の対策が国・府によって講じられることになるが、市は、これらの対策が迅速かつ円滑に行われるよう国・府に要請するとともに、関係各グループ、関係機関、団体等の協力を得て、必要なPR活動を積極的に行います。

(4) 農業関係者の復旧支援

災害によって被害を受けた農業者又は組合等に対し復旧を促進し、農業生産力の回復と経営の安定化を図るため、市は、国・府が行う災害復旧に関する融資制度等についてPRするとともに、市内各農業協同組合等の協力を得て、被災した農業関係者に対する融資適用を迅速かつ円滑に実施します。

第2章 復興の基本方針

市は、大規模災害により市域の社会経済活動に甚大な影響が生じた場合、中長期的な取り組みによる計画的な市の復興について基本的な方向性を示し、災害被害からの被災者の生活再建や将来を見据えた災害に強いまちづくりなど、市民の安全・安心に視点を置いた総合的な復興のためのまちづくりを進めます。

【復興計画に定める事項】

- (1) 復興計画の区域
- (2) 復興計画の目標
- (3) 被災市町村における人口の現状及び将来の見通し、計画区域における土地利用に関する基本方針、その他復興に関して基本となるべき事項
- (4) 復興の目標を達成するために必要な事業に係る実施主体、実施区域その他内閣府令で定める事項
- (5) 復興整備事業と一体となってその効果を増大させるために必要な事業又は事務その他地域住民の生活及び地域経済の再建に資する事業又は事務に関する事項
- (6) 復興計画の期間
- (7) その他復興事業の実施に関し必要な事項

